

○横浜市都市計画審議会規則

最終改正：平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市都市計画審議会条例(昭和 44 年 11 月横浜市条例第 69 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、横浜市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第 2 条 審議会は、諮問を受けた事項で、横浜国際港都建設法(昭和 25 年法律第 248 号)に基づいて策定された横浜国際港都建設計画に関連するものについて審議する際は、同計画の趣旨に沿って審議しなければならない。

(委員の数)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項各号に定める委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 12 人以内
- (2) 横浜市議会議員 10 人以内
- (3) 横浜市の住民 3 人以内

(関係者の出席等)

第 4 条 会長は、諮問された事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第 5 条 小委員会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

- 2 小委員会に委員長を置き、小委員会の委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。